

令和3年7月16日

第13回総会議事録

福島市農業委員会

福島市農業委員会第13回総会議事録

1. 日 時 令和3年7月16日(金) 午後1時30分
2. 会 場 市役所 903会議室
3. 出席委員 14名
4. 出席の委員
3番 柴山 栄重 4番 吾妻 良博 8番 浪岡 真澄
9番 油井 妙子 10番 渡邊 俊春 11番 大宮 篤司
12番 菅野 善晴 13番 菱沼寿美恵 16番 古関 恵子
17番 関 健一 18番 安田 善喜 20番 黒澤喜久夫
23番 宍戸 薫 24番 芳賀 正寿
5. 出席自粛の委員
1番 小山 正雄 2番 佐藤 秀雄 5番 加藤 良子
6番 中村 謙一 7番 野崎 俊幸 14番 渡邊 正芳
15番 尾形 寅昭 19番 渡邊 友一 21番 齋藤 貴裕
22番 阿部 哲也
6. 事務局の出席者
事務局 長 高橋 善則
次長兼庶務係長 佐藤 邦彦 主 事 中野 華子
農地係長 猪本 由美子 副主査 菅野 貴裕
主 事 播磨 佑貴

議案の内容

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について
- 第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について
- 第5号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分について
- 第6号 現況確認証明願出について
- 第7号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について
- 第8号 福島市農用地利用集積計画の議決について
- 第9号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について
- 第10号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決について

報告の内容

- 第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について
- 第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理について
- 第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理について
- 第4号 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借解約等の通知について
- 第5号 地目変更登記に係る照会に対する回答(調査結果)について
- 第6号 農業者年金業務 (1) 老齢年金支給裁定について
- 第7号 農地等の相続税の納税猶予を受けるための適格者証明について

事務局長 ご案内の時間となりましたので、宍戸 薫 会長よりごあいさつをお願いいたします。

会長 (会長から開催に先立ちあいさつ)

事務局長 それでは、福島市農業委員会会議規則第5条により、会長が議長になりますので、ここから会長に進行をお願いいたします。

議長 それでは、事務局より福島市農業委員会会議規則第4条により、本日の届出出席自粛委員の報告をお願いします。

農地係長 本日の総会は新型コロナウイルス感染拡大に伴い規模を縮小して行うことから、1番 小山正雄委員、2番 佐藤秀雄委員、5番 加藤良子委員、6番 中村謙一委員、7番 野崎俊幸委員、14番 渡邊正芳委員、15番 尾形寅昭委員、19番 渡邊友一委員 21番 齋藤貴裕委員、22番 阿部哲也委員は出席自粛の旨届出がありました。

議長 事務局より報告がありましており、本日は定数24名に対し、14名の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項及び第30条に規定する過半数に達しており、本総会は成立しておりますので、只今より第24期、第13回総会を開催いたします。

福島市農業委員会会議規則第18条に規定する議事録署名委員ですが、議長より議事録署名委員を指名させていただきます。

3番：柴山栄重委員、16番：古関恵子委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記には事務局職員の中野主事を指名いたします。

福島市農業委員会会議規則第6条の規定により、会期の決定をいたします。

会期は、本日15時30分までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご異議ございませんので、会期は本日15時30分までと決定いたします。

議案を上程いたします。事務局、議案名の朗読を願います。

農地係長 【議案第1号から報告までを上程する。(252件)】

合計252件、令和3年7月16日提出、福島市農業委員会会長 宍戸 薫 以上です。

議長 議案第1号について事務局の説明を求めます。

農地係長 2ページをお開きください。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、耕作の目的で農地の所有権移転13件、賃借権設定10件、使用貸借権設定4件の計27件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」とおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の条件をすべて満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番(発言を求める。)

議長 3番(発言を許可する。)

3番 整理番号1番については、申請者は親戚関係で譲渡人が高齢により耕作できないことから、40アールを借り受けて花木をやる予定の計画であります。譲受人の奥さんの実家が花屋をしているということで、今まで譲受人が手伝っておりましたので仕事に対するノウハウは持っていると思われれます。また、譲受人は元JA職員でもありましたので農家に対する考え方

を持っていると思いますので、新規営農開始がすんなりできるのではないかと思います。整理番号2番について、この土地は山林に囲まれた畑でありまして、譲渡人にとっては自宅から通うのには大変な畑であります。譲受人は年齢が若く、畑を借りてきゅうりやスナップエンドウを栽培する予定を明確にしております。譲受人にとっては容易に規模拡大が図れるのではないかと思います。以上2件とも問題はないものと区域協議会では判断をいたしましたので、皆様のご審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号3番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 4番（発言を許可する。）

4番 整理番号3番の案件ですが、申請者は親子関係になっております。申請地ですが、さくらんぼとりんごが適切に栽培されており、親子間の贈与のため問題はないと考えております。よろしくご審議をお願いしたいと思います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号4番から3ページ9番までの6件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号4番ですが、周りは畑で申請地のみ極端に荒廃に近いほど荒れていまして、伐採も必要などころなのですが、この場所を綺麗に整備して使ってくれるということなので、区域としても歓迎しているところでもあります。整理番号5番、6番、7番ですが、譲受人は整理番号7番の譲渡人の息子さんのお嫁さんで、グループを組み若い人たちがサツマイモを中心に耕作するというので、新しく作った会社なので応援していきたいなという結論になりました。整理番号8番ですが、譲受人が現在耕作しており、これからも手広く水田をやっていくようなので見守っていききたいなと思っております。整理番号9番の譲受人ですが兼業農家です。間違いなく作ってくれるということで、区域協議会としても見守っていききたいと思ひます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号10番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」とおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番	議長12番(発言を求める。)
議長	12番(発言を許可する。)
12番	整理番号10番の案件は、申請者は親子関係でございます。経営移譲年金の再設定のための申請でございまして、区域協議会では何ら問題なく許可相当と判断したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号11番から13番までの3件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
16番	議長16番(発言を求める。)
議長	16番(発言を許可する。)
16番	整理番号11番について、譲受人は計画的に農業をやっている方で利便性のために所有権移転をするようです。整理番号12番と13番については、譲受人が規模拡大のために賃借権設定をして農地を借りるようです。区域協議会では問題なしと判断しましたので、審議の方よろしく申し上げます。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号14番及び15番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番(発言を求める。)
議長	20番(発言を許可する。)
20番	整理番号14番、15番の2件でございますが、関連がございますので一括してご説明申し上げます。譲受人は高校の先生をしながら松川で水稻を作付しておりまして、自家用の野菜畑を探していたところ、行政書士さんからの紹介で今回の申請地を求めるということになりました。整理番号14番、15番の申請地は隣接しておりまして、1ヶ所ではちょっと物足りないということで隣の畑の譲渡人にも声をかけて譲ってもいいということになり、2件とも譲受人が野菜を作るということになったそうです。区域協議会では許可相当と判断させていただきました。よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号7番、整理番号16番から7ページ27番までの12件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
24番	議長24番(発言を求める。)
議長	24番(発言を許可する。)

24番 整理番号16番、17番、18番につきましては、譲受人は以前から耕作していたのですが、本年度より飼料米に取り組むということで交付金の申請の関係上、正式な手続きを踏むということです。整理番号19番から25番までの譲受人につきましては、申請地付近に勤務先の事業所がありまして、近隣の農地を探して農業に参入したいということで、今回、地権者と協議が調い申請に至っております。なお、新規営農開始につきましてははぶどうを中心に従業員に手伝ってもらいながら作付けする予定です。整理番号26番につきましては、譲受人は新規営農開始となっておりますが、この方の会社の構成員である個人名で借りていたところを今回、法人名に変更するというので、すでに耕作を開始しており、現在きゅうりの収穫最盛期ということでありまして、きちんと営農しております。整理番号27番の譲受人につきましては、空き家とともに取得するためということでありまして、この空き家住宅の敷地を通らないと耕作ができないので、きちんと耕作されるものと思います。以上区域協議会では協議の結果、許可相当と判断しておりますので、よろしくご審議お願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第1号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から27番までの27件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第2号について事務局の説明を求めます。

農地係長 8ページをご覧ください。議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域の自己転用2件の許可申請で、市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番及び2番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 4番（発言を許可する。）

4番 整理番号1番の件ですが、以前から倉庫がありましたが、震災で崩壊してそのままになっていました。今回は崩壊したところを建て直すにあたり、拡張部分の申請になります。整理番号2番の件ですが、申請者は現在住んでいる家を取り壊して、申請地に新しく家を建てたいということでありまして。第3種農地ということで区域協議会では問題ないということで許可相当と判断されました。よろしく申し上げます。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第2号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分につ

いて、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第3号について事務局の説明を求めます。

農地係長 9ページをご覧ください。議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分についての案件は、市街化調整区域農地及びその他の区域農地の第三者転用で、所有権移転5件、使用貸借権設定2件の計7件の許可申請で、市処分案件です。いずれの申請も別添「調査書」のとおり、農地の区分からみた転用基準、また、周辺の営農条件へ支障を及ぼすおそれもなく、許可の条件を全て満たすものと考えます。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番についてですが、申請者は親子関係にあり、譲受人の息子が分家住宅の申請をするものであります。周辺の農地に対する影響も少ないことから、区域協議会では問題ないと判断をいたしましたので、皆様ご審議よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号2番及び3番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 4番（発言を許可する。）

4番 整理番号2番の件ですが、申請者の関係は譲渡人の娘さんのご主人が譲受人となっております。こちらは第1種農地なのですが、調査書に記載の通り基準は満たしています。整理番号3番ですが、譲渡人は議案第2号でも申請ありましたが、こちらは譲受人に売却をして、その売却した収入で新しい家を建てるということであります。調査書の通り基準は満たしています。区域協議会の中では許可相当と判断されましたので、よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号5番、整理番号4番及び5番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

16番 議長16番（発言を求める。）

議長 16番（発言を許可する。）

16番 整理番号4番ですが、譲渡人が譲受人に墓地及び駐車場を所有権移転するという案件です。整理番号5番については、太陽光発電施設設置に伴う所有権移転の案件です。区域協議会では問題なしとされました。審議の方よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 〔「異議なし」の声〕

農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

区域番号6番、整理番号6番及び7番の2件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号6番についてですが、太陽光発電のための拡張敷地ということでの所有権移転です。譲渡人は25年ほど前にりんご作りを辞めました。この畑に隣接する土地はすでに太陽光発電設備ができており、その続きとして今回の申請地を太陽光発電のため転用したいという案件でございます。周辺に影響を及ぼすような農地はございませんが水害等のこともあり、地域住民との話し合い等説明も終えているということでした。整理番号7番につきましては、先月の農地法第3条申請で譲渡人の農地を譲受人が取得しまして、その空き家となっている家も買ったわけですが、その隣に農業倉庫敷地もあり、そこも一緒に所有権移転するという案件でございます。以上、区域協議会では許可相当と判断いたしました。よろしくご審議お願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第3号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について、整理番号1番から7番までの7件、原案のとおり許可と決定いたします。

農地係長 次に、議案第4号について事務局の説明を求めます。

11ページをご覧ください。議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分についての案件は、過去に転用許可を受けた事業計画期間が変更となったことによる変更承認申請で、計2件の市処分案件です。申請にあつては、別添「調査書」のとおり、変更の要件を満たすものと考えます。

区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 4番（発言を許可する。）

4番 整理番号1番ですが、こちらは河川の復旧工事に伴う期間延長の申請でありまして、特に問題は無いということで、区域協議会でも了承されました。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 〔「異議なし」の声〕

議長 農地係長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

区域番号6番、整理番号2番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号2番につきまして、西道路延長に伴う周辺の平田地区の道路改良工事が続いておりますが、それに伴う事業延長でございますので、問題ないと判断いたしました。よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第4号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可に係る事業計画変更承認申請に対する処分について、整理番号1番及び2番の2件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第5号について事務局の説明を求めます。

農地係長 12ページをご覧ください。議案第5号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分についての案件は、「福島市空き家に付随した農地の別段面積取扱要綱」に基づき、「福島市空き家バンク実施要綱」に規定する空き家バンクに登録された空き家と共に農地を取得する場合に限り、別段の面積を0.01アールに設定するもので、計1件の案件です。申請にあつては、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、空き家に付随した農地としての要件を満たすことを確認いたしました。

農地係長 区域番号2番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 4番（発言を許可する。）

4番 整理番号1番についてですが、この空き家には申請者のお母さんが以前住んでいたのですが、亡くなりまして現在空き家となりました。事務局と区域担当委員と確認したところ、周りが宅地等に囲まれており、農地単独での処分が困難だという判断をしました。農地バンクにも申し込みをされているということで詳しく話を聞いたところ、すでにこの空き家付き農地を借りたい人が出ているということでした。こちらは許可相当ということで区域協議会の中では承認を得ています。よろしくご審議お願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第5号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第5号 空き家に付随した農地の指定申請に対する処分について、整理番号1番の1件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第6号について事務局の説明を求めます。

農地係長 13ページをご覧ください。議案第6号 現況確認証明願出についての案件は、昭和27年通知の「農地法の施行について」に基づき農地法の適用を受けない農地であることが確認できた案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、農地としての要件を満たす状態でないことを確認いたしました。

区域番号1番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番ですが、6月1日に区域担当委員と事務局の3人で現地調査をして参りました。願出人は93歳の方で、この方は若い頃にもともと山林だった一部を開墾して畑を作り、ももを植えたようです。しかし、高齢となり耕作できなくなったために現在山林にまた戻ってしまったということでした。審議よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号2番から18ページ28番までの27件、判断基準の詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号2番から28番についてですが、すべて関連がありますので一括で説明いたします。この現況確認証明願出は先月も申請のあった続きの部分です。現地は区域担当委員と事務局の3人で確認しております。現在、吾妻開パで進められている太陽光発電の事業所が太陽光の整備をせず、使っていない部分を山林化に願ひ出ているものです。先月の続きでもあり、問題ないと区域協議会では判断しております。よろしくお願ひします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

10番 議長10番（発言を求める。）

議長 10番（発言を許可する。）

10番 太陽光発電につきまして、この調査書の資料だけだと現況がわからないので、調査書の方に現地の写真等あれば評価ができるのかなと思います。実際に現地を確認した区域担当委員以外にも現況がわかるよう、次回から参考資料として代表的な場所の写真等を掲載していただければと思います。よろしくお願いいたします。

議長 ただいま10番から意見ありましたが事務局回答願ひます。

事務局 それでは参考資料としてわかるような写真を調査書をお配りするときに一緒につけさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 10番よろしいでしょうか。

10番 分かりました。

議長 それでは事務局も今後よろしくお願いいたします。そのほか、ございませんか。

〔発言なし〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第6号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第6号 現況確認証明願出について、整理番号1番から28番までの28件、原案のとおり許可と決定いたします。

次に、議案第7号について事務局の説明を求めます。

農地係長 19ページをご覧ください。議案第7号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出についての案件は、耕作者自らが200㎡未満の農業用施設として転用したことの証明願出で、農地転用は例外的に許可を要しない案件です。証明願出に基づき、区域担当委員と共に現地調査を実施した結果、証明の要件を満たす農業用施設として利用されていることを確認いたしました。

区域番号4番、整理番号1番の1件、判断基準の詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番（発言を求める。）

議長 12番（発言を許可する。）

12番 整理番号1番の案件でございますが、ただいま説明があった通りの内容ですが、区域担当委員が現地を確認しまして、間違いなく農業倉庫が建っているということでございます。区域協議会では問題なしと判断したところでございますので、よろしくお願いたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第7号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第7号 農地法施行規則第29条第1号該当農地転用証明願出について、整理番号1番の1件、原案のとおり証明することに決定いたします。

次に、議案第8号について事務局の説明を求めます。

農地係長 20ページをご覧ください。議案第8号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、利用権設定について、福島市長より意見を求められた案件です。一般分のうち利用権設定が80件、288,146㎡、所有権移転が1件、2,728㎡、福島県農業振興公社への貸付分が42件、143,371.59㎡、一般分については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件、福島県農業振興公社分については、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、経営面積・従事日数などを満たしているものと考えます。

一般分ですが、議案書21ページ、区域番号1番、整理番号1番から22ページ3番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番から3番までの3件ですが、全て再設定となっておりますので今まで通りに実

行できるのではないかと区域協議会では判断をいたしました。よろしくお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号2番、整理番号4番から23ページ11番までの8件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 4番（発言を許可する。）

4番 整理番号4番と5番の設定を受ける者は、稲作中心に経営しております、4番については再設定ということで問題なく、5番については新規なのですが現在耕作している農地の近くにあるということで、こちらも問題ないです。次に整理番号6番ですが、設定する者は以前、別の方に貸していたということなのですが、その方がもう耕作できないということで代わりに設定を受ける者が借りて耕作するようになったそうです。整理番号7番ですが、息子さんなどが手伝いながら大規模な稲作をしているということで、再設定でもあるので問題はないです。整理番号8番の設定を受ける者ですが、もも、梨、りんごと果樹中心にやっております、再設定の部分と新規の部分がありますけども、新規の部分も今まで借りていた土地の近くで設定する者も同じ方で問題ないです。整理番号9番と10番の設定を受ける者ですが、こちらの方はずっと専業で果樹をやっております。そしてフルーツライン沿いに直売所も設営しているということでした。整理番号11番の設定を受ける者も専業農家ということで、ベテランであり再設定になっていきますので、特に問題はないということで区域協議会では承認を受けています。よろしくお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号3番、整理番号12番から25ページ23番までの12件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番 議長8番（発言を求める。）

議長 8番（発言を許可する。）

8番 整理番号12番、13番、14番は再設定で間違いなく耕作されています。整理番号15番、16番につきましても間違いなく耕作されており、問題ないと思われま。次に整理番号17番、18番は、再設定でももを作っています。整理番号19番から23番について、設定を受ける者はかなりの面積を耕作しており、間違いなく作っている方なので問題ないと区域協議会では判断しました。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号24番から28番までの5件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	12番（発言を許可する。）
12番	整理番号24番、25番については再設定でございまして、現地確認を行い、きちんと耕作されていることを確認しました。整理番号26番は新規でございまして、設定する方は相続で得た田んぼで、設定を受ける者の住んでいる場所はちょっと離れているところにあり、そこから通うようになります。しかし、この方は以前、飯坂で農業研修と申しますか、手伝いをしていたということで、昨年からは独立して農地を借りたり取得して営農にあたっているところでございます。以前から飯坂で仕事をしたいということで、問題なく耕作するものと思われれます。また、整理番号27番、28番について、以前、別の方にこの田んぼと畑を貸していたのですが、その借りていた方が亡くなりまして、新たに設定を受ける者が耕作するということなんです。二人とも大変意欲的にきちんと営農している方でございます。区域協議会では5件とも問題なしと判断したところでございます。よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号29番から30ページ49番までの21件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
16番	議長16番（発言を求める。）
議長	16番（発言を許可する。）
16番	整理番号29番、31番、32番、34番、35番、38番の設定を受ける者は大規模に農業されている方です。整理番号30番、36番、37番、44番の設定を受ける者も大規模に農業をされている方です。整理番号33番、40番の設定を受ける者もきちんと耕作されています。整理番号39番、41番、42番については、再設定なので問題ないです。整理番号43番、45番について、新規と記載ありますがJAからの移行なので問題ないです。整理番号46番から49番については、以前は別の方が耕作していたのですが耕作できなくなり、今回の設定を受ける者が耕作するようになります。この方は、不動産業をやっている方です。よろしくお願ひいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。 〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号6番、整理番号50番から36ページ69番までの20件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
20番	議長20番（発言を求める。）
議長	20番（発言を許可する。）
20番	整理番号50番から69番まででございまして、再設定の方はもちろんのこと、新規設定の方につきましても水稻を作付されていることを確認しております。新規の方につきましても、各地区の中核農家の方とのこととございまして、経営規模拡大による新規契約でござ

います。区域協議会では問題なしといたしました。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号70番から38ページ80番までの11件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号70番から80番まで11件ありますが、内訳は新規が3件、再設定が8件ということであります。いずれの設定を受ける方々もすでに耕作をきちんとしておられ、今後も計画通り耕作される見込みでありますので、計画内容につきましては区域協議会で承認いたしております。よろしくご審議をお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 次に、39ページ、所有権移転分ですが、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番ですが、移転を受けようとする者は専業農家であり、すべての条件を満たしております。以前から借りていた畑でありますけれども、移転しようとする者が高齢のために耕作できないため買って欲しいということで、今回所有権移転ということになりました。区域協議会でも問題ないと判断いたしましたので、よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 次に、40ページ、福島県農業振興公社分ですが、区域番号1番、整理番号1番から41ページ4番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番から4番までの4件ですが、設定を受ける者は精力的に水田を借りて米を栽培している方であります。また、整理番号4番の設定を受ける者は、整理番号1番から3番までの設定を受ける者の息子さんでありまして、区域でもNPO法人でも芋作りを頑張っております。一生懸命に働いている親子ですので、今までの実績から見ても区域協議会でも問題ないと判断をいたしましたので、皆さんよろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号2番、整理番号5番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
4番	議長4番（発言を求める。）
議長	4番（発言を許可する。）
4番	整理番号5番ですが、設定を受ける者は稲作中心の大規模農家で大型機械なども導入しております。設定する者はりんご、ももと果樹中心に耕作しており、この方の所有している田んぼについては耕作をお願いしたいということで、特に問題ないだろうと区域協議会では承認しております。よろしくご審議をお願いします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号3番、整理番号6番から8番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
8番	議長8番（発言を求める。）
議長	8番（発言を許可する。）
8番	整理番号6番と8番の件は、JAからの移行になります。整理番号7番については、今まで口約束で借りていた部分で、今回振興公社を通して借りるということになります。以上3件について、区域協議会としては問題なしと判断しましたので、審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号4番、整理番号9番から45ページ15番までの7件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
議長	調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。
12番	議長12番（発言を求める。）
議長	12番（発言を許可する。）
12番	整理番号9番から15番までの案件でございます。これらの内容すべてJAからの移行でございます。きちんと耕作されているので、区域協議会では問題なしと判断したところでございます。よろしくお願いいたします。
議長	只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
	〔「異議なし」の声〕
議長	ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。
農地係長	区域番号5番、整理番号16番から47ページ25番までの10件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。
18番	議長18番（発言を求める。）
議長	18番（発言を許可する。）

18番 整理番号16番から21番、25番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長 議事を一時休議します。18番、一時退席願います。

18番 〔一時退席する〕

議長 それでは、議事を再開します。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

16番 議長16番（発言を求める。）

議長 16番（発言を許可する。）

16番 整理番号16番から25番まで全案件がJAからの移行なので、問題なしとされました。よろしく願います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号6番、整理番号26番から29番までの4件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願います。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号26番、27番につきましては、新規ではございますがすでに作付けされており、改めて中間管理機構を通して契約を結ぶ案件になります。整理番号28番、29番につきましては、JAからの移行ということで問題ないと判断しました。よろしく願います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号7番、整理番号30番から51ページ42番までの13件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしく願います。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号30番からご説明をいたしますが、JAより移行分につきましては新規となっておりますが、以前から耕作されており本年度も適正に耕作されております。整理番号32番につきましては、新たな契約でありまして、本年度は時期的に耕作ができないということできちんと管理をしながら来年からは作付するということでもあります。いずれにいたしましても、計画の内容通り区域協議会では承認されましたので、よろしくご審議願います。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第8号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第8号 福島市農用地利用集積計画の議決についての案件は、原案の

とおり決定いたします。

18番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

18番 議長 (入室、着席する。)

議長 それでは、議事を再開します。

農地係長 次に、議案第9号について事務局の説明を求めます。

52ページをご覧ください。議案第9号 福島農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、農業振興地域の整備に関する法律、施行規則第3条の2の規定に基づき、福島市長より農用地区域の一部変更に対する意見を求められた案件です。

53ページ、区域番号1番、整理番号1番及び2番の2件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番(発言を求める。)

議長 3番(発言を許可する。)

3番 整理番号1番、2番の2件であります。この土地はもちろず学習センターから東側に国道115号線に沿いまして岡山小学校手前までの約3.5ヘクタールの開発計画であります。スーパーいちいど一般住宅の計画があり、該当する農地は水田がほとんどですが高齢化により後継者不足、耕作放棄地が多くありまして、一昨年台風19号により水没した土地であります。地域住民との説明会などもあり、地権者の中に反対する人も誰もいないという話も聞いております。また、国道115号線の反対側は市街化が進んでおりまして、区域協議会では農振除外はやむなしと判断をいたしましたので、皆様よろしくご審議をお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

農地係長 区域番号4番、整理番号3番から5番までの3件、詳細は別添「調査書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番 議長12番(発言を求める。)

議長 12番(発言を許可する。)

12番 整理番号3番の申請地につきましては、平野中学校の西側にあたります。平野中学校の周りは住宅地となっております。この福祉施設のために農振除外の申請ということで、周りの畑に対する営農にも問題なしと判断したところでございます。整理番号4番の案件については、分家住宅ということで変更申出者は所有者の娘さんということで、所有者の畑に分家住宅の計画でございます。また整理番号5番の案件につきましては、変更申出者が所有者の娘さんということで、所有者の住宅の前に畑がありまして、その畑に分家住宅を作りたいというような申し出でございます。そのようなことで農振除外の申し出が出ておりまして、区域協議会では問題なしと判断したところでございます。よろしくお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第9号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 異議なしと認め、議案第9号 福島市農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定についての案件は、整理番号1番から5番までの5件、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第10号について事務局の説明を求めます。

次長 54ページをご覧ください。議案第10号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についてでございます。こちらにつきましては、認定農業者から申請のあった農業経営改善計画が、市の基本構想に照らして適切なものであること、農用地の効率のかつ総合的利用を図るために適切であること、達成される見込みが確実であること、などの要件を満たす場合、認定農業者の認定を行うことになり、区域協議会、総会の意見が7月26日に開催される農業経営改善計画認定会議に反映され、審議されるものでございます。現状5年後の目標が達成される見込みがあるか否か等につきまして、ご審議をお願いいたします。

55ページ新規の認定農業者につきまして、区域番号5番、整理番号1番の1件、内容につきましては「議案書」に記載のとおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

16番 議長16番（発言を求める。）

議長 16番（発言を許可する。）

16番 整理番号1番の案件ですが、これからネギ栽培をして生産を向上していくということです。よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号6番、整理番号2番の1件、詳細は「議案書」とおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号2番でございますけども、6年前に親元就農して現在経営移譲され、これをきっかけに認定農業者として申請いたしました。両親とともに5年間頑張って目標を達成したいということで、十分に目標は達成できるとものと見込んでおります。よろしくをお願いいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

議長 「異議なし」の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 次に、56ページ認定農業者の再認定について、区域番号2番、整理番号1番から4番までの4件、詳細は「議案書」とおりです。よろしくをお願いいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

4番 議長4番（発言を求める。）

議長 4番（発言を許可する。）

4番 整理番号1番について、申請者は若手の後継者であるということで、5年後の目標計画も達成できると見込まれます。整理番号2番の申請者ですが、観光果樹園など新しい取り組みを

積極的に行っています。整理番号3番の申請者二人についてですが、計画通りの内容で経営ができるだろうと思います。整理番号4番の申請者は、現在もも、梨、りんごと果樹栽培をしており、ネット販売中心にやっております。平成28年に法人化されまして、やっと黒字になったということで、今後とも黒字に向かって頑張っていきたいということで、目標5年後の結果についても具体的に数字的にも考えているそうです。以上、区域協議会でも問題ないということで承認を受けておりますので、よろしくご審議お願いします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長

区域番号3番、整理番号5番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

9番

議長9番（発言を求める。）

議長

9番（発言を許可する。）

9番

整理番号5番については、私の申し出に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限から、一時退席します。

議長

議事を一時休議します。9番、一時退席願います。

9番

〔一時退席する〕

議長

それでは、議事を再開します。

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

8番

議長8番（発言を求める。）

議長

8番（発言を許可する。）

8番

整理番号5番についてご説明いたします。申請者二人は本当に信頼のある方々です。農産物に関しましても、6次化にも取り組んでおり期待を持てます。よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長

ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長

区域番号4番、整理番号6番から58ページ10番までの5件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願いいたします。

議長

調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

12番

議長12番（発言を求める。）

議長

12番（発言を許可する。）

12番

整理番号6番、8番、9番、10番につきましては、9番の申請者は若干高齢ではございますが、申請者は地域の中では素晴らしい経営をしている方でございます。また整理番号7番でございますが、申請者はJAビル内に事務所を構えている株式会社でございます。区域担当委員の中に詳細をわかっている者がおり、すべて全農の持ち株会社ということで問題ないだろうというご意見をいただいているところでございます。以上5件の案件につきまして、5年後の目標計画についても達成すると思われまますので、区域協議会では問題なしと判断したところでございます。よろしくお願いいたします。

議長

只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔異議なし〕の声

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号5番、整理番号11番及び12番の2件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

16番 議長16番（発言を求める。）

議長 16番（発言を許可する。）

16番 整理番号11番は、申請者は株式会社であり、従業員を使って農業支援システムなどの活用とGAP取得を目指して水田を中心に頑張っているところです。整理番号12番については、ネギ栽培をして収益を上げていくということです。区域協議会では問題なしとされました。よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号6番、整理番号13番から59ページ15番までの3件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

20番 議長20番（発言を求める。）

議長 20番（発言を許可する。）

20番 整理番号13番から15番までの申請者三人は、地域の中核的な農家として活躍されている方でございまして、水稻を中心に花や果樹と複合経営で頑張っています。地域の皆さんの信頼も厚く、5年後の計画も目標通り達成できるものと思われます。よろしくお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 区域番号7番、整理番号16番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

24番 議長24番（発言を求める。）

議長 24番（発言を許可する。）

24番 整理番号16番につきましては、再設定でもあり5年後の経営改善内容につきましても達成可能と区域協議会では判断いたしました。よろしくご審議をお願ひいたします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。

〔「異議なし」の声〕

議長 ご意見、ご質問ございませんので、次の説明をお願いします。

次長 次に、60ページの認定新規就農者について、区域番号1番、整理番号1番の1件、詳細は「議案書」のとおりです。よろしくお願ひいたします。

議長 調査結果、補足説明ならびに区域協議会の意見を求めます。

3番 議長3番（発言を求める。）

議長 3番（発言を許可する。）

3番 整理番号1番ですが、昨年新規就農した若者でありまして、北海道の高校を卒業しました。農業がしたいという思いのもとで大波地区が受け入れ、絶大なる支援を受けております。また、地区の期待を大きく受けまして、若干19歳の若者ですけれども地域でしっかり後押しをしておりますので、5年後の改善計画も実行できると思います。皆さんご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 只今の説明について、ご意見、ご質問ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 それでは、簡易採決により、議案第10号について、異議の有無をお諮りいたします。ご意見、ご異議ございませんか。
〔「異議なし」の声〕

議長 異議なしと認め、議案第10号 農業経営改善計画の認定に係る承認議決についての案件は、原案のとおり決定いたします。
9番が入室いたしますので、議事を一時休議いたします。

9番 (入室、着席する。)

議長 それでは、議事を再開します。
次に、報告を事務局よりお願いします。

農地係長 議案書61ページ報告第1号から70ページ報告第7号は議案書に記載のとおりとなりますのでお読み取りください。

議長 これで本日の議事を全て終了いたします。
閉会のことばを大宮篤司会長職務代理よりお願いいたします。

会長職務代理 (会長職務代理より閉会の言葉)
慎重審議ありがとうございました。
これで、第13回総会を終了いたします。

(午後3時5分)

令和3年7月16日

これは、福島市農業委員会第13回総会の議事録であることを証するため署名する。

福島市農業委員会

会 長 _____

議事録署名人 3番 _____

議事録署名人 16番 _____